第 2 章

農地収用問題をめぐる政治的リスク

田原 史起

はじめに

本章の課題は、中国の政治的安定性について、農地収用問題を事例として分析することである。

最初に断っておかねばならないのは、そもそも「政治的安定性」というのは、広い領域にまたがる安定化・不安定化要因を総合的に検討・評価して初めて意味があるということである。その点、本章は政治的安定性にとって鍵となるいくつかの重要な争点のうちの1つに限定して論じるもので、本書全体の結論の導出について1つのインプリケーションを提供するものにすぎない。当然ながら、仮に農地収用イシューにおいて当面は政治的安定がもたらされていたとしても、他の章がそれぞれ論ずるような争点において不安定化が同時に進行する、というような事態も発生し得る。ここから、本章の結論は、本書全体の結論の中に位置づけてこそ初めて意味のあるものになると考える。

「政治的安定性」を問題にすることは、これを裏側からみて「政治的リスク」を検討することでもあるから、われわれは農地収用問題がどのような脈絡において、どの程度の「政治的リスク」を構成し得るか、この点に着眼していけばよいことになる。それでは「政治的リスク」とは何であろうか。「政治的リスク」をどのように定義するかによって、安定性への評

価は大きく変わってくるので、ここでは序章でも示されているわれわれの 立場を改めて確認しておきたい。

第1に、政権「崩壊」のリスクではなく、政権「動揺」のリスクである。 すなわち中央政府の統治について国民の側から異議申し立てが起こり、支 配の正当性がゆらぐ、あるいは政策浸透能力が大きく減退する事態、また その責任をめぐって一定規模で中央エリートの交替が生じるような事態を 想定している。決して、共産党が執政党の地位から滑り落ちるような「崩 壊」の「リスク」を検討するのではない。

第2に、地方政府のリスクではなく中央政府のリスクである。本文でもみるように、農地収用のやり方次第では、大量の「失地農民」が発生し、不満を持った農民の抗議行動により、省から末端は郷鎮や村民委員会に至るまでの「地方政府」が動揺するリスクは、かなり高いと評価される。しかし、この地方政府の動揺は中央政府の動揺とはあくまで別物である。それどころか、地方政府が動揺を来すことが「緩衝材」としてショックを吸収することによって、中央レベルの安定性を保証するという事態さえ想定し得る。

第3に、客観的リスクと主観的リスクは区別して考えるべきことである。中央政府の指導者がさまざまなメディアを通じて発する「リスク言説」は、われわれがここで分析の材料としても用いるものであるが、「リスク言説」の多さやそこに示された「危機意識」の度合いはいわば「主観的リスク」ともいうべきものである。これに対し、「客観的リスク」とは、中央政府が意識しているか否かを問わず実際上、政権の動揺をもたらし得る重要なリスクを指す。中央政府は現在、しきりに「耕地保護」を唱えており、農地収用問題は今日、土地管理にかかわるさまざまなイシューの中でも特に敏感でかつ重要な扱いを受けているが、これもあくまで、「主観的リスク」の高さを示すものである。主観的リスクは高いが、客観的リスクとしては小さい、という事態も想定し得るし、逆に主観的リスクとしては小さくとも、実態レベルで政権動揺の火種となるような、真に「危険な」領域も存在するであろう。結論を先回りして述べておくなら、農地収用イシューはまさに前者のようなケースに属する。

さて、本章が取り組む作業課題は、大きく2つに分けられる。

第1に、農地収用問題の政治的特質をとらえることである。そのために、 どのようなアクターがどのような利害関係に基づいて動いているのか、そ の政治的構図(アクターの連関)を整理してみたい。アクター間の政治的 構図を理解することが重要となる理由の1つは、いうまでもなく、土地の 市場化である。1950~1970年代にかけての計画経済体制下において、中 国には地価というものが存在せず、その管理は単純で、土地をめぐる利害 関係もシンプルであった。ところが1980年代以来、土地管理にも市場の 要素が入り込んでくることで、社会の内部に新しい利害関係と動機、すな わち新しいアクターが生まれている。本章がアクターを重視するもう1つ の理由は、農地収用における「法的手続き論」の限界である。例えば、明 治期以来の「土地収用法」の長い法的執行の蓄積を持つ日本など、諸外国 の事例 (1) と照らし合わせても、中国の農地収用の現状はシステマティッ クな法的手続き論で語るべき世界というよりは、地方政府、私営企業、農 民. 基層幹部. そして他でもない中央政府による. アクター同士の「実力」 のぶつかり合いといった様相を呈している。ここから、農地収用をめぐる 政治がどれほどの「安定性」を持つかについて、アクター間の力関係がど のような現状に置かれているかを抜きにして分析を行うことはほとんど不 可能だと考える(2)。

第2に、その政治的構図に照らしてみたところで、農地収用は政治的安定性に対して、どのような「リスク」を構成し得るかを明らかにする。次の3つのシナリオについて考察してみる。①「食糧安全保障リスク」、すなわち農地収用による耕地の減少が食糧不足・食糧危機をもたらし、責任を問われた中央政府がその支配の正当性を低下させるリスク。②「失地農民リスク」、すなわち耕作地を失った農民の不満が中央政府に向けられるリスク。③「地方主義リスク」、すなわち中央法規からの地方政府の逸脱行為や土地収益をめぐるレントシーキング行為により、中央政府の権威とマクロ・コントロール能力が低下するリスクである。

3つのシナリオをふまえた上で、「おわりに」においては、農地収用問題を発端とした政治的安定性の特質について再整理してみる。

第1節 農地収用をめぐる政治的構図

われわれがしばしば目にする国外メディアの報道では、例えば「農村では都市化や工業開発区設立を進める行政側が農地を囲い込むケースが急増」し、「昨年(2003年—筆者注)1月から11月末までに全国人民代表大会に直訴に訪れた人は前年同期比で3割増の1万7000件。立ち退き関係が多く、農民の直訴の6割は土地関係」などと報道されている⁽³⁾。

こうした農民の「抗議行動」の報道は、それを受け止める国外の市民の側に馴染みのある図式、すなわち「国家」対「農民」という対立の図式を呼び起こしがちである。しかし、中国のケースについて「国家」と「農民」という2つのアクターのみでとらえるのは大きな誤解を生むものである。また上記のような報道を目にして、農地収用の危機に瀕した農民が、国家権力に対する根強い闘争を張り、支配の正当性を揺るがしつつある、という「政治的リスク」に直結させて理解するのも危険なことである。

中国の農地収用問題を正しく理解するためには、まずこの農地収用イシューが生み出すアクターを整理しなければならない。ここでは「国家」(中央政府)と「農民」以外に、少なくとも「地方政府」という重要なアクターを加えてみる必要がある。3つのアクターについて整理した表1を最初に示しておく。ポイントは、第1に、中国の農地収用イシューの中心アクターが、「国家」(中央政府)対「農民」ではなく、「地方政府」対「農民」の関係を主軸とすること、第2に、「国家」(中央政府)は農地収用の主体となることが少なく、むしろ地方政府の農地収用行動をコントロールするアク

| X | | | | | | | |
|---------|---|-------------------|---|--|--|--|--|
| アクターの分類 | 含まれ得るプレイヤー | 利害関係 | 他のアクターとの連関 | | | | |
| 国家 | 中央政府,省·市政府, 市・地区政府,各種メ ディア | マクロ・コント ロールの貫徹 | 関連法規の整備,検査を通 じた地方政府アクターの制 御,失地農民利益の保護 | | | | |
| 地方政府 | 市・地区政府, 県・市 政府, 郷・鎮政府, 行 政村幹部, 私営企業 | 州金の拡入 | 止・封じ込め | | | | |
| 農民 | 失地農民, 村民小組幹部, 行政村幹部 | 生活手段の防衛 | 地方政府アクターへの抵 抗,国家アクターへの依拠 | | | | |

表1 農地収用問題の基本アクター

(出所) 筆者作成。

ターとして現れることである。

1. 地方政府

中国の農地収用において、「地方政府アクター」が独立して現れてくるのはなぜだろうか。その重要な背景要因としてまず、次の2点を指摘しておきたい。

1つは、「国有 | セクターの多層性である。中国の「国有地 | は、中央 政府レベルの所有地に限定されない。中央から、省レベル、地区級市、そ して県・市レベル単位まで、4つのレベルの所有地は「国有」セクターに 含まれる。他方で郷鎮レベル以下の単位の所有地は「集団所有」とされるが. 集団所有地のほとんどは村民委員会(=行政村)レベルと村民小組レベル の所有地である。本章でいう農地の収用(中国語で「徴用」)とは、この 農村の集団所有地を県以上の地方政府の所有地、すなわち国有地に変更す ることである。ところが中央政府あるいは省政府直属のプロジェクトの数 は少ないため、実際の農地収用活動の大部分は県レベルを主体として、上 は地区級市、下は郷鎮までが主体となっている。本章ではこの3つのレベ ルの政府を「地方政府アクター」として括ることにする。省レベル政府も 本来であれば「地方政府」であるが、農地収用に関する限り、中央政府と 歩調を同じくする場合が多いので、表1では「国家アクター」に含めている。 もう1つの背景要因は、土地価格におけるダブル・スタンダードの存在 である。中国の土地市場は、公有制の建前を維持したままで、土地「使用 権 | の事実上の市場化が進んでいる状況にある (4)。私営企業など土地の 使用者は、農村の集団所有地使用権の直接譲渡を受けることは禁じられて おり、必ず「徴用」を経て国有の建設用地となった土地使用権の譲渡(中 国語で「出譲」)を受けなければならない。問題は、集団所有地が「徴用」 される際に集団に支払われる土地の補償価格と、私営企業などに「出譲 | される際の販売価格には大きな差があることである。すなわち「徴用」の 際に支払われる補償額が土地公有の建前から総体的に低く抑えられている 一方で.「出譲」の際には実際の市場価格が導入され. 非常な高額になる

仕組みとなっているのである。ある部門の統計では、1992年から 2003年にかけて全国の「出譲金」収入の累計は 1 兆数千億元で、 $2002 \sim 2004$ 年の 3 年間の収入だけで 9100 億元になる。コストを差し引いた純収入はその 4 分の 1 ほどになり(盛[2004:388]),これが地方政府のポケットに入ることになる。これらを逆に農民の立場からみれば、彼らは本来ならば得られるはずだった収入を、地方政府に奪い去られることを意味する (5) 。

「土地管理法」55条では、この土地出譲金の収入は30%が中央政府に、70%が地方政府に保留され、すべて耕地開発に使用されることになっている。ところがこの収入は財政予算の中に含まれない、いわゆる「予算外」収入であり、使い道が自由であるため、実際には地方指導者はこれをもって功績やイメージをアピールする各種プロジェクト(中国語で「政績工程」、「形象工程」などと呼ばれる)のための重要な資金源として用いているといわれる。ある調査によれば、中国の相当の地域で、土地収入は地方政府財政の半分以上を占めるという。そのうち土地にかかわる税収は予算内収入の40%、そして「出譲金」収入は予算外収入の60%以上を占める(『農民日報』2007年1月11日)。

以上のような中国独自の制度的環境が、地方政府アクターの行動の背景をなしている。地方政府の農地収用行動の特徴を集約的に表しているのが、開発区の設置問題である。

開発区の設置には過去に2度のブームがあり、1度目は1992年、鄧小平の「南巡講話」の後であった。1996年までに、11万6580へクタール(174万ムー:1ムー=0.6667へクタール)の開発区が設置され、そのうち53%は元農地であった(Cai [2003:670-671])。2002年後半から再び全国各地で開発区の乱立が起こるが、2000年代の開発区設置の規模は1990年代のものをはるかに上回る。国土資源部によれば、ピーク時では6866の開発区があり、面積は386万へクタールに達していた。10省の統計によれば、その7割は未許可であった(興梠[2005:46])。386万へクタールという数字だけ聞いてもピンとこないが、全国の城鎮建設用地、すなわち都市市域の総面積を超えるものであると考えるとイメージしやすい。開発区の批准主体は、数からいうと省よりも下の地区級市、県、郷鎮が多数

を占めた。2003年12月末,全国の開発区が6015とピークに近かった時点では、全開発区のうち国務院の関連部門の批准によるものが259(4%)、省級政府・関連部門によるものが1559(26%)、それ以下の批准が4197(70%)であった(『農民日報』2004年3月11日)。

農地の収用は本来、何らかの公共的な必要性が存在して初めて発生するものであろう。しかし中国の開発区の設置では、農地を収用した後も投資者が現れず、放置されるケースがしばしば発生する。2004年時点で、省レベル以下の開発区における収用後の放置率は40%以上であるといわれた(『農民日報』2004年6月23日)。これは、集団所有の農地から国有の建設用地への「徴用」のコストが非常に低く抑えられていたために起こる現象である。つまり、地方指導者が外資導入を目指して政治的業績をつくろうとする際、開発区への投資者の目途が立つ以前に農地を収用してしまうことがしばしば生ずるのである。このような現象をみると、地方政府が土地使用権の譲渡収入を当てにして、元手をかけない「錬金術」にとりつかれているとの見方(興梠「2005:54])も成り立ってくる。

2. 失地農民

農地の収用は必然的に「失地農民」を生み出す。失地農民とは、都市建設、経済発展、公益性事業などのために法律によって土地を収用された後に、基本的な生活の保障を失った農村戸籍の保有者のことである。現在その数は4000万人に上るといわれ、出身地以外で就業している出稼ぎ者1億2000万人と並んで、中国社会全体の安定を考える上でも無視できない潜在的な政治アクターを構成している。彼らが政治アクターとして行動を起こす際、それはどのような利害意識に基づき、誰を標的としているのだろうか。表2に掲げた事例により、失地農民の「不満の構造」について整理してみたい。

第1に、不満表出の単位についてである。農民が農地収用への不満を表明し、行動を起こす際の単位は、行政村ないしは村民小組の範囲内の数世帯からせいぜい数十世帯程度の農家連合である。村連合による表出が2例[1,13]、村単位の表出が9例[4,5,6,7,8,9,11,12,14]、村民小

表2 失地農民の不満の構造

| | 不満表出の単位 | | | | | 不満の対象 | | 収 用 | | |
|----|---------|---------|--------------|--------------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|-----------------------------|--|
| | 省 | 県・市・区・旗 | 郷鎮·区· 辦事処 | 村 | 小組 | (収用主体) | 収用時期 | 面 積 (ムー) | 収用目的 | |
| 1 | 海南 | 琼山市 | 大坡 | 沙塘, 象塘中, 沙塘仔の3村 | | 鎮政府 | 1997 | | 個人業者に販売、農業開発 | |
| 2 | 貴州 | 安順市 | 経済技術 開発区 | 龍井村 | 第一小組 | 村民委員会 | 1998 | 16.1 | 総合商業ビル建設 | |
| 3 | 河南 | 洛陽 | 孫旗屯 | 後溝 | 第六小組 | 村民委員会(市政府) | 2000 | 30 | ゴミ処理場建設 | |
| 4 | 甘粛 | 蘭州市七里河区 | 西果園鎮 | 袁家湾 | | 村民委員会(区政府) | 2001 | 600 | 高速道路 | |
| 5 | 浙江 | 楽清 | 柳市 | 東岸 | | 鎮政府 | 2004 | 150 | 市税関ビルなどの用地 | |
| 6 | 浙江 | 永康 | 西城街道 | 謝村 | | 街道辦事処 | 2003 | 372 | もと国有の化学工場用地 | |
| 7 | 四川 | 濾州市納渓区 | 大渡口鎮 | 光明四社 | | 鎮政府 | 2000 | 459 | | |
| 8 | 河南 | 新郷市紅旗区 | 関堤 | 張八寨 | | 郷政府,村民委 員会(中央政府) | 2004 | 253 | 高速道路 | |
| 9 | 甘粛 | 平凉市崆峒区 | 四十里鋪 | 下甲 | | 村民委員会(鎮政府?) | 1990 年代- | 800 | 鉄道用地, 食糧倉庫, 企業 用地, 発電所など | |
| 10 | 内蒙古 | 翁牛徳 | 広徳公 | 広徳公 | 河南営子 東,西 | 村民委員会(鎮政府) | 2002 | 180 | 養殖小区 | |
| 11 | 浙江 | 臨海 | 江南 | 金家匯 | | 辦事処 | 2003 - 2005 | 565 | 高速道路, 企業用地 | |
| 12 | 遼寧 | 本渓 | 明山 | 大峪 | | 村民委員会(市政府) | 1992 - 2004 | 660 | 高速道路, 都市市域の拡大 | |
| 13 | 河南 | 長垣 | 張寨 | 柴堤など7~ 8村 | | 県政府, 郷政府 | 2005 | 2100 | 不動産開発 | |
| 14 | 浙江 | 温嶺 | 大渓 | 塘嶺 | | 市政府,鎮政府 | 2003 | 116 | 変電所建設 | |

(出所) 『農民日報』より筆者作成。

| 補償価格 | | | | 不満の焦点 | 『農民日報』掲載情報 | | |
|-------------------|------|-----|-----|---|-----------------------------------|-------------|--|
| | ①手続き | ②補償 | ③腐敗 | 概況 | 表題 | 日付 | |
| | 0 | 0 | | 鎮政府は情報封鎖、ごまかし、威嚇などの手段で3 村の主任にサインをさせる。3 村の請け負い世帯は 蚊帳の外、160万元の土地販売収入のうち、農民に 支払われたのは38万元のみ | 「琼山市大坡鎮沙塘村農民反映: 鎮政府強征地 承包戸重返貧」 | 1999年10月26日 | |
| 2.5 | | | 0 | 村幹部が収用した土地の用途を変更、1ムーあたり 16~18万元の高額で24世帯の個人に売却っただし、 実際にこの価格で売ったのは5畝だけ、のこり11 ムーは4~8万元で都市の幹部(開発区国土局局長、 副局長、規画局局長など)や彼らの親族に売却 | 「耕地里"長"出住宅楼, 龍井村 百姓道緑由」 | 2002年9月25日 | |
| | | 0 | | 土地の保有主体は村民小組だが、ゴミ処理場として収用された33ムーの土地補償が村民委員会に支払われ、小組の手に渡らなかったことから、小組が村民委員会を起訴、最終的に12万4800元を得る | 「巨額征地款応該帰誰?」 | 2003年5月9日 | |
| 4 | 0 | 0 | 0 | 袁家村は百合生産の中心地, 蘭臨高速道路建設の ための土地収用政策, 土地測量, 補償費用の額を めぐり村民は区政府に不満, また村幹部の土地収 用操作に疑い | 「征地補償費発放応該透明」 | 2004年2月6日 | |
| 5.3 | 0 | | | 鎮が警察力など800人を動員して村の土地を強制的に収用。全鎮での収用面積は2700ムー | 「柳市鎮発生強行征地事件」 | 2004年4月21日 | |
| | 0 | | | 環境悪化を危惧する全村の村民が工場進出と土地 収用に反対、上級の金華市まで上訪、街道辦事処 は村民の説得に応じない村書記を2度にわたり罷 免、村の公印を押収して土地収用協議書に調印 | 「永康征地 権力替代民意」 | 2004年8月28日 | |
| 野菜畑 0.12 | 0 | 0 | | 強行された土地収用手続きに問題あり、鎮政府の 土地収用補償および失地農民への再配置補償が各 種規定より明らかに少ない | 「納溪征地風波迭起」 | 2004年10月21日 | |
| | | 0 | | 1万元/ムーほどあるはずの土地補償が全く支払われないまま、郷幹部と村幹部が土地の再調整を強行、村民と衝突 | 「300多万元征地補償款不知去向」 | 2005年3月18日 | |
| 1 | | 0 | 0 | 補償費の累計は1700万元になるが、村民委員会はこの金をすぐには農家に渡さず、収支状況も未公開のまま10数年が過ぎている | 「我們的征地款哪去了」 | 2005年8月5日 | |
| 水田 0.15 畑 0.11 | 0 | 0 | 0 | 強引な収用手続き、補償の安さ、用途の変更、高 額での転売などに対する農民の不満 | 「建養殖小区発展鎮村経済 廠徳 公鎮違規征地好事做歪」 | 2006年4月21日 | |
| 1.5 ~ 1.85 | 0 | 0 | | 補償額の低さ、収用手続きに村民の同意なし | 「金家匯村民質疑征地事 征用土 地過多 拿到的補償費太少」 | 2006年5月19日 | |
| | | 0 | | 村民委員会が土地補償金の財務を公開せず,失地 農民社会保障制度が未成立であることに対する村 民の不満 | 「公開補償費収支帳 給失地農民 一个明白」 | 2006年8月4日 | |
| 1.8 ~ 2.58 | 0 | 0 | | 元々, 野菜生産で高収益, 村民の同意が全くなく, 土地補償は3年分の収益にも満たない | 「征用我們的耕地 為何不讓看審 批手続」 | 2006年8月11日 | |
| | | | | 台州との境界の山地で耕地が元々少ないが、基本 農田が収用され、周囲の水田も減産、収用の契約 は市の国土資源局のはずが、鎮政府との協議書に 替わっている | 「温嶺塘嶺村 '征地后遺症' 為何 多年未了」 | 2006年11月17日 | |

組単位の表出が3例[2,3,10]で、郷鎮以上の大きな単位で農民が結集する事例はみられない。

第2に、不満の焦点についてである。事例を分析してみれば、およそ①手続き(収用手続きが強引で請負農家の意思が無視されていること)、②補償(土地補償が適切なタイミング、適切な金額で農家の手に渡っていないこと、失地農民となった後の生活保障が適切に行われていないこと)、③腐敗(土地使用権の譲渡や補償金をめぐっての財務が不透明であり、幹部が私腹を肥やしている疑いが濃厚であること)の3点に集約される。とりわけ②の土地補償費用の問題は普遍的にみられる⑥。ここからいえるのは、失地農民の不満の焦点が眼前の具体的問題に引きつけられている点である。不満の焦点の具体的・即物的性格は、上記の表出単位の小ささと結びついており、具体的な問題が解決ないしは一応の決着をみると、抗議行動も自然に消滅することになる⑦。諸外国の農地収用をめぐる抗議行動事例と比較してみても、おそらく中国の失地農民による抗議運動の組織化程度の低さと持続性の欠如は特筆に値するものであろう。

第3に、不満の向けられた標的についてである。不満の焦点が具体的・即物的である点を反映して、不満が向けられるターゲットも身近な対象であるのが特徴である。表2でいえば、事例の2、3、7、8、9、11などがこれに相当する。農地収用の主体は地方政府であるが、農民の抗議行動の対象となるのは、特に村民委員会レベル、つまり最末端の「地方政府」であるのは非常に特徴的である。収用目的からみて、農地収用を必要としているのはより上級の地方政府のプロジェクトである場合も多いが、公益のための大きな建設のための土地収用が、往々にして、互いに顔見知りの村民と村幹部、ないしは村民と郷鎮幹部の間の衝突として現れるのである⁽⁸⁾。他方、予想されたことではあるが、省政府や中央政府に対して直接的な不満が向けられる事例は見あたらない。日本の成田空港建設をめぐる地元農民の闘争が、全学連など広範な社会勢力を巻き込んで、数十年間も継続されたような事態は、中国では想像しにくい。土地を収用される農民の抵抗運動に、「国家権力への抵抗」という図式⁽⁹⁾が映し込まれないところに、1つの中国的な特徴があるだろう。

3. 国家

改革期の中国の国家は、農地収用の当事者ではなく、「農民の味方」として地方政府アクターを制御する主体となっている。国家アクターの中心である中央政府は、都市化と社会の発展に伴い農地が減少することはやむを得ないとしても、それを極力抑えながら、しかも計画に基づいた減少幅に留めるべくマクロ・コントロールを及ぼそうとしている。この点に関しては省政府や各種メディアも歩調を一にしている。表2に挙げた事例報道はまさに、中央のメディアである『農民日報』が農民の不満を代弁しつつ、世論に訴えて農地収用をコントロールしようとしていることの現れである。その意味で、国家アクターの一部として影響力を行使しているともいえる。

計画経済体制下にあった 1982 年以前, 地方政府の農地収用インセンティブは弱く, 農地の建設用地への転用は, まだ人民公社や生産大隊などの集団レベルで決定されていた。1982 ~ 1986 年の間, この決定は県レベルでなされるようになり, その後は土地の面積によって審査レベルを決定する階層的システムとなった。1986 年の第1次土地管理法により導入された方法は,「年間利用土地規劃」であり, 年度ごとに建設用地として利用可能な土地面積をあらかじめ定め, 各行政レベルに割り当てるものである。しかし, この実施は各行政レベルの組織に任されており, 市場化に伴う農地収用インセンティブが高まる中で, 上級政府が違反を取り締まるのは困難となってきた。

このため中央政府は、1998年の土地管理法第2次改正の際に、各省政府が建設用地に転用することの可能な面積について厳格な規制を設けた。現在、農業用地の徴用、および農業用地の建設用地へ転用の大部分の場合には、省・自治区・直轄市政府の批准が必要である⁽¹⁰⁾。土地管理法の第3章「土地利用総体規劃」によれば、1996~2010年の間で建設用地に転用可能な土地の面積の上限を定め、これを年度ごと、地域ごとの上限に振り分けることが定められている⁽¹¹⁾。各レベルの土地利用総体規劃は、1級ごとに上級に申請し、最終的には省・自治区・直轄市の人民政府の批准

を受けるとされている。そのうち郷(鎮)の土地利用総体規劃については、省より1級下の地区級市・自治州人民政府の批准を受けてもよいとされている。つまり、郷鎮レベルの土地利用計画でさえ基本的には省レベル(あるいは市・地区レベル)の批准を求めるもので、ここには中央、省レベル政府が県レベル以下の地方政府を主たる警戒の対象としてコントロールを及ぼそうとする姿勢が示されているといってよい。

第2節 農地収用をめぐる政治的リスク

それでは農地収用はいったい、どのような形で中央政府および中国共産 党中央の支配体制に動揺を与え得るのだろうか。本節では冒頭に挙げてお いた3つの局面について検討する。

1. 食糧安全保障リスク

第1に、食糧安全保障の局面である。これはある意味で、最も理解しやすいシナリオである。すなわち土地が収用され、そこに含まれる耕地の面積が減る。その結果、中国の食糧自給率が下がり、輸入国に転じれば、万一の際の食糧不足への対応が困難になる。こうした事態は国内政治の混乱を招来するのみならず、国際的なリスク要因ともなる。1994年のレスター・ブラウン(米国ワールドウォッチ研究所)の報告書(ブラウン[1995])が想起される。すなわち、穀物輸入大国として台頭する中国が、他のアジア、アフリカ、ラテンアメリカの穀物輸入国との激しい輸入競争をもたらし、世界の穀物市場は買い手市場から売り手市場となるとの予想である。

実際のところ、中央政府自身は極めて高い警戒心をもって耕地減少の現状をとらえている。2006年当時、国土資源部耕地保護司長の潘明才は、「現在の耕地保護の情勢は非常に厳しい」と述べ、危機感を伴った現状認識を示している(『農民日報』2006年5月5日)。「耕地面積の確保」は、当然.

食糧安全保障的文脈を想起させるものであるから、中央政府自身も食糧安全保障に対する高い「主観的リスク」を表明していることになる。

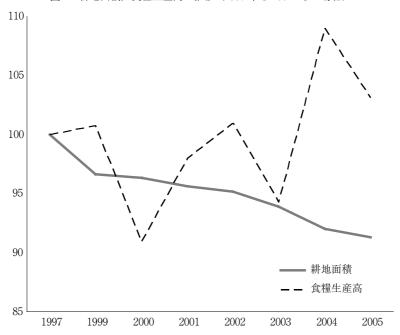
他方で、外部の観察者の認識の中にも、農地収用行動のはらむ食糧安全保障リスクを強調するものがある。例えば阮蔚は、「近年の食糧減産をもたらしたもう1つ重要な原因は耕地面積と食糧作付面積の減少である」とし、「そのうち特に懸念されているのは、農外転用増による耕地の減少である」「耕地の急減は中国の各種開発区の急増による」と述べる(阮 [2004:9])。つまり、「開発区の設置→耕地の減少→食糧減産」という連関で事態が説明されているのである。

以下では、こうした食糧安全保障リスクは客観的根拠を持つものなのか、 若干の統計を用いて検討してみたい。

第1に、「耕地の減少→食糧減産」というシナリオは現実を反映しているのだろうか。1997年1月1日を基準として実施された史上初の農業センサスでは、全国の耕地は約1億3400万ヘクタールであることが明らかとなっている。図1は、『中国国土資源年鑑』 (12) と『中国農業年鑑』を頼りに、農業センサス実施以降の耕地面積と食糧生産高の推移を対照したものである。これをみると、中国の耕地面積は最近10年間で10ポイント近く減少しており、たしかに1つのゆゆしき事態に思える。しかしながら耕地の減少は、目にみえる形では食糧生産の減少に結びついていない。食糧生産高は毎年ジグザグを描いて変動しており、耕地面積よりも各年の作柄や土地生産性など、他の要因により大きく影響されているようである。

第2に、「開発区の設置→耕地の減少」という連関は実態的根拠をもつのだろうか。図2は『中国国土資源年鑑』より1999年以降の耕地の減少要因を示したものである。ここから耕地減少要因の推移をみてみると、開発区の設置を含む「建設用地への転用」はおよそ毎年20万ヘクタール程度で、全体の減少幅の10~25%程度を占めるにすぎない。他方で、近年の耕地減少の一番大きな原因は生態環境保護のための耕地からの転用、いわゆる「退耕還林」などの政策的措置による減少である。退耕還林は、急傾斜地の林や草原を無理に開墾して作った耕地を、助成措置をとって元の林や草原に戻すことである。「農地が生み出すメリット(食糧生産)よ





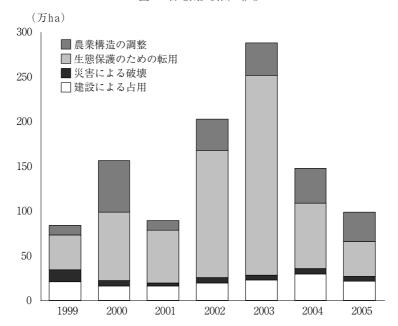
(注) 1997年の耕地面積については第1回農業センサスの数値を用いた。

(出所) 中国国土資源年鑑編輯部編 [2001-2007], 中国農業年鑑編輯委員会編 [2007] より筆者 作成。

りもデメリット(土壌流出、環境破壊)の方が大きい農地を政策的になくすこと(白石 [2005:31])」である。これが減少幅全体の46~78%を占めてきており、中国の耕地減少の主たる原因と呼ぶに値する。中国政府は、一方で耕地の保護を提唱しながら、同時に大規模な退耕還林を推進して耕地面積を減少させていることになるが「13」、効率の悪い耕地が大きく減少する一方で、新しく造成された生産力の高い耕地が毎年加わってくるので、耕地全体としての生産性は高まることになる。その他の減少要因の中では、例えば耕地から果樹園に転化させるなど、「農業構造の調整」による減少が12%から37%の幅で存在している。

以上から、「地方政府の開発区設置などの農地収用行為が耕地の減少を

図2 耕地減少要因の推移



(出所) 中国国土資源年鑑編輯部編「2000-2006]より筆者作成。

引き起こし、食糧生産の減少をもたらしている」とのイメージは全くの誤謬であることがわかる。実態としては、近年の耕地面積の減少は食糧減産をもたらしておらず、しかも耕地の減少は開発区の設置などではなく、中央政府のマクロ・コントロールの結果として、「政策的に」決定されているのである。

では、なぜ上記のような実態と乖離した認識が流布してきたのだろうか。白石 [2005:204-205] は、「中国食糧脅威論」の最も根本的な誤謬は、中国人の食糧自給に対する思い入れを理解していなかった点であると述べる。すなわち、人民を飢えさせてはならない、人民の食糧を確保しなければならない、というのが、現在でも中国政府の食糧政策の基本であり、そこから出てくる具体的政策は、食糧自給の基本的達成であり、食糧の自給政策はどんなことがあっても堅持するというものである。ここでさらに

穿った見方をすれば、中国政府自身も、農地収用問題を食糧安全保障リスクの観点から説明する各界の説明ロジックを逆に利用してきた、ということがいえるかもしれない。それは政府にとりより深刻なシナリオである失地農民リスクや、とりわけ地方主義リスクへの懸念に注意を向けさせないための便法として、である (14)。

2. 失地農民リスク

農地の収用により生み出された失地農民の抗議行動により、中央政府の政治的安定性が動揺する可能性はどの程度あるのだろうか。失地農民をめぐるリスクは、収用時の衝突リスクと、収用後の農民生活保障の喪失による社会不安リスクの2つに分解できる。

第1に、土地収用時の衝突が発生するリスクについて、前節の政治的構図の整理からみえてくるのは、失地農民の抗議の対象は中央政府ではなく、土地収用において直接手を下す末端幹部であるという点である。「三農問題」の解決を筆頭に掲げる現在の中央政府の基本的利害は農民と一致しており、農民たちの側も中央政府の威光を借りて、中央の農村政策をバックとして地方政府、末端政権に対処しようとしている⁽¹⁵⁾。したがって抗議行動の発生は末端レベルやせいぜい県レベルでの一時的動揺をもたらすことはあっても、中央政府の支配の土台を揺るがすことはあり得ない。むしろ、農地収用をめぐる構造的な矛盾が末端レベルのミクロ・ポリティクスに吸収されることで、中央レベルの政治的安定性は高まるともいえるのである。

第2に、土地収用後の失地農民の、その後の生活保障に関するリスクである。農地収容は、必然的に、30年契約でその耕地の使用権を与えられ、経営を行ってきた農民が、その時点で主要な生活手段を失うことを意味する。そのため、短期的というよりは社会全体の中期的な不安定化要因となり得る。典型的には、土地を失った農民が都市に流入してスラムを形成する、社会治安が乱れ、また国家の土地収用に対する運動体が形成され、政府にたいし生活保障をめぐる抗議行動を起こすなどが考えられるが、この

可能性はやはり低い。理由は2つある。

1つは、失地農民対策はやはり各省で取り組むべき事業と見なされており、すでに各地で失地農民を対象とした社会保障の試みが大々的に展開されていることである。省レベルの取り組みとしては、失地農民への職業訓練を施した後に都市市民と同様の待遇で養老保険、医療保険などに加入させる浙江省(『農民日報』2003年12月8日)や、全省で失地農民を対象とした失業保険を導入した四川省の事例(『農民日報』2004年7月6日)がある。もちろん、「点」において試みられている事例をもって「面」を推し量ることは危険だが、中国では政府が本気で取り組む事業の展開速度は極めて速いので、失地農民の保障問題は早晩、解決に向かうであろう。

もう1つの理由は、都市近郊農民のある種の「強靱さ」という特質に絡む。 農家経済というものは、基本的に「農地経営+副業・出稼ぎ」という構造 を持っている。すなわち、収益は高くないが安定した収入と食糧を確保で きる農地経営部分と、収益は高いが多少の市場リスクが伴う副業を並列さ せることで、利益の最大化と所得の安定化を同時に図るのである。加えて、 都市近郊農村であれば副業の種類も多く、農地経営よりも副業が主になっ ている場合もある。失地農民というのは基本的に都市近郊農民であるから、 生活の糧を完全に農地に依存しきる場合は少なく、何らかの副業に従事し ている場合が普通である。したがって、「失地=生活保障の完全喪失」と はならない。以下に事例(『農民日報』2003年3月28日)を1つ挙げる。

広東省潮陽市両英鎮河浦村路尾村民小組の黄振城,48才。妻と85才の母,就学中の4人の子供を抱える7人世帯である。1996年以前,1ムーと少しの水田を耕作し,2期合わせて収穫は1000斤(1斤=500グラム)以上あった。妻とともに野菜や果物の小さな商売を行い,2頭の豚を飼育して生活してきた。1996年,両英鎮第三中学の拡張工事で村の土地が収用され、路尾村民小組の土地はほぼ全部が収用されたが、土地補償は全くなかった。年間1000斤の米が失われたばかりでなく,新しく事業に投資するといっても、他人に雇われて働くにしても、年齢がネックになってチャンスは少ない。そこで、商売の方に絞ることにして、市場に出る時間を延

長し、毎朝8時から夜7時まで、夏のスイカの季節には夜が明けてから夜12時までスイカを売った。長男は広東省司法警備学校に進学したが、21才で卒業してすぐに失業した。黄も仕事を見つけてやれず、息子はしばらく家にいてから、杭州に出稼ぎに出た。次男もまもなく高校を卒業した。成績が良く、貴州電子工程学院に合格したものの、就学に必要な年間1万元ほどが工面できそうもなく、また卒業後も仕事があるとは限らないため、就学をあきらめさせて杭州の兄のところに出稼ぎに行かせた。2人の息子が毎月数百元を送ってくるのと、彼らの食費が不要になったことで、一家の負担は少し軽減された。しかし数年前に家の新築と長男が警備学校にあがるために作った借金が8万元あり、2人の娘はまだ就学中である。黄がいま最も恐れるのは、重い病気で働けなくなることである。

ここには「失地→農家経済の不安定化」の各方面の影響が具体的に描かれており、示唆的であろう。土地が失われた農家経済には安定感がなくなり、また年齢、学歴の関係で、リスクの伴う事業や、雇われ人などの仕事も見つけにくいという問題がある。また、現在の農家の主要な出費は、家の新築と子弟の就学費用であり、特に高校や大学への就学費用の負担は重い。ところが農家経済の安定の「核」にあたる土地が失われることで、長期的な投資である教育投資はひとまず見合わせざるを得なくなるのである。

しかし同時に、この事例からは逆に都市近郊農民の「強靱さ」を見いだすことも可能である。再開発で立ち退きを強要された都市住民の場合とは異なり、失地農民は家屋まで失ったわけではなく、仮に農地を失って補償がゼロであっても、それまでの副業を拡大して糊口をしのぐことで、流民化が食い止められているのである。

3. 地方主義リスク

前述の2つのシナリオに比較すると,「地方主義リスク」は中央当局が 農地収用問題を重視することの本音の部分に近いように思える。つまり土 地収入を裏金とした地方政府が独自性を強め、このことが中央法規、政策 の浸透を妨げ、中央統治の正当性を動揺させる危険性である。こうした地方(独立)主義への主観的リスクの高さには、歴史的背景がある。1つは、「大一統」をことのほか重んずる中華王朝以来の政治文化 (Pye [1985]) をベースとして、そこに革命政党として、四方を敵に囲まれた中で長期の戦争を闘ってきた共産党の根拠地の歴史が折り重なっている。執政党となって以後も、中央当局の目の届かない地方や基層の独立的な動きに対する極めて高い警戒心を示していることは、中華人民共和国建国初期、東北、華東の「独立王国化」を企てたとされる高崗・饒漱石の事件や、広東省の「地方独立主義」批判 (Vogel [1969]) などを端緒として、随時、現れてきた。

こうした歴史的文脈の中においてみた際、今、農地収用問題を中央政府が重視することの真の理由に改めて気づく。市場経済の下で、今や土地資源は地方主義形成の重要な資源となっている。中央政府が土地資源を厳しくコントロールしようとする理由は、土地資源の管理が地方政府に対するコントロールにダイレクトに結びついているからである。このため中央政府は土地法規の整備を急ぐとともに、政治的な措置をとって、「地方主義勢力」によって奪われた農地を回復する「闘い」を繰り広げているともいえる。1つは2004年をピークとする開発区の撤廃措置、そしてもう1つは2007年現在、まさに進行中の土地違法行為の摘発措置が挙げられる。

まず、開発区の撤廃措置の急速な展開は、それがそのまま地方政府に対するコントロールでもある。国土資源部は2003年8月以来、国家発展改革委員会、監察部、建設部、審計署(会計検査院に相当―筆者注)と共同で10組の監督グループを構成し、各部のリーダーが率いて、3期に分けて31の省(市、自治区)に対し監督・査察を行った(『農民日報』2003年9月29日)。省レベル以下の開発区への審査は特に厳格に行われ(『農民日報』2004年9月1日)、2004年の前半数カ月で廃止された開発区は3763、審査して削減した面積は140万ヘクタール、土地の返還面積は16万ヘクタール以上、耕地を回復した面積は11万ヘクタールであった(盛[2004:386])。結果的には全国の開発区の約7割が撤廃され、2004年末にその数は2053まで減少した(興梠[2005:46])。

浙江省では624(82.3%)の開発区が廃止され、758から134にまで削

減された。とりわけ県レベル以下の開発区は全廃され、削減面積は34万9000へクタール(76.3%)であった。残った134の開発区は、国務院の批准によるものが9、省政府によるものが76、国家の関係部門、省級関係部門、市政府によるものが49であった(『農民日報』2004年5月24日)。山東省でも、集団土地の占有、あるいは都市市域において「劃撥」(国有機関などへの土地譲渡のこと)などで獲得した土地で不動産開発を行うなどの土地に関するお馴染みの違法行為は、2003年から禁止された。2003年2月から7月末にかけ、山東省では土地市場秩序の整理・規範化が行われた。その実施範囲は、1999年1月1日に新土地管理法が実施されてから、県城を含む山東全省の都市における、土地利用総体規劃で確定された建設用地の範囲内での各種用地と都市規劃以外の各種の工業団地と不動産開発項目であった(『農民日報』2003年2月22日)。2003年初めから2005年1月現在までで739の開発区を整理、元の990から251まで削減、その面積は37万7000へクタール(元の69.2%)で、耕地として復活した面積は4万6000へクタールに上った(『農民日報』2005年1月27日)。

次に、違法案件の取り締まりについては、いくつかの傾向を指摘できる。第1に、2006年以降の取り締まり強化である。実のところ、2005年までの違法収用の規模は、耕地収用全体の5~15%を占めてきたにすぎない(田原 [2007:57])が、2006年度に発見された土地違法案件は、立案件数、関係する土地面積ともに2005年度に比べ、大きく上昇したという。この「跳ね返り現象」を受けて、2007年現在、違法土地案件への取り締まりがいっそう強化されている。土地違法行為は13万件、関連の土地面積が10万ヘクタールであり、2006年度中に新しく発見されたものが9万5000件、土地面積が6万ヘクタールである(『農民日報』2007年3月31日)。また2000年から2006年にかけて、全国で土地違法行為によって政治処分を受けた幹部は8698人、刑事責任を問われた幹部が1221人であったが、そのうち2006年の1年間のものがそれぞれ36%、41%の高率を占めている(『農民日報』2007年9月24日)。

第2の傾向は,現在の土地違法行為の地域的分布が,沿海から内陸へと 移行する趨勢にあることである。従来、開発区が乱立した地域は、山東、 浙江、江蘇など沿海諸省が中心であったが、2005年の段階で違法行為は内 陸部に向けて拡大しているという。国土資源部によれば、東部のある都市 の違法収用は総件数の9%. 面積では5%程度であったが. 中部地区の一 部の土地では6割以上が違法であるという(『農民日報』2006年6月10日)。 第3に、違法行為の主体が県政府から村や小組などの末端に移ってきて いることである。おそらくその1つの原因は、いわゆる「以租代徴」(リー スをもって収用に代えること)の増大傾向にある。すなわち、集団所有地 を国有の建設用地に転用する正式の手続きを経ずに. 農村集団経済組織か ら直接リースする方式で土地を調達し、農地の転用をおこなう行為の増加 である(『農民日報』2006年6月10日)。これには村・小組が自らリース 先を募る場合や、企業が村・小組まで来てリースを申し込む場合、また政 府がいったん村・小組からリースしてそれを企業に又貸しする場合などが ある。2006年に発見された村・小組レベルの違法案件は7316件. 関係土 地面積は9100 ヘクタールで、それぞれ前年比で51%、120%上昇してい る(『農民日報』2007年3月31日)。国土資源部は2007年以来、全国各 地の個別違法案件の摘発状況について、その典型的なものを選択して公開 しているが、その摘発対象のほとんどが、私営企業、村などの基層政府、 そして県政府を含む小規模な案件である(16)。同部は2007年9月から年末 にかけて、「以租代徴」をターゲットとした「全国土地執法百日行動」を 展開中である(『農民日報』2007年9月18日)。おそらく実際のところは、 この間に違法行為そのものが増加したというよりは、逆に中央のコント ロールが厳格化した結果、「違法」とみなされる土地取引が増加したもの と思われる。

いずれにせよ、以上の土地違法行為の摘発は、農地収用問題の主観的リスクが、土地をめぐっての地方主義に向けられたものである点をよく示している。国土資源部執法監察局局長の張新宝は、「現在の土地違法行為の跳ね返り現象は厳しく、土地利用総体規劃を書き換えたり、開発業者と組んで虚偽の出譲を行ったり、『以租代徴』などを行っているが、たちの悪い土地違法行為にはたいてい、地方政府がかかわっている」(『農民日報』2006年6月12日)との認識を示している。特に、市、県指導部が政治的

功績を求め、企業を誘致するために違法行為を支持、黙認しているのだという(『農民日報』2007年3月31日)。

おわりに

本章では、中国の農地収用をめぐって、中央政府が動揺する可能性について、「主観的リスク」と「客観的リスク」を分別しながら論じてきた。 その内容をもう一度、簡潔に整理しておこう。

中国の歴代王朝が最も恐れる政権動揺の要因として、食糧不足、農民反乱、地方独立主義があるが、土地問題はこれらのすべてに直結し得る敏感なイシューである。だからこそ、「王朝」の主宰者である中国共産党は、土地のコントロールにとりわけ神経を使ってきた。土地のコントロールは「退耕還林」のように政策的措置として行われる領域もまだ多く残されているものの、市場経済化において、他のアクター、とりわけ地方政府アクターとの間で激しいつばぜり合いを展開する領域も生じてきた。そして中央政府と共産党の努力は、一定の「成果」を収め、政治的安定性を獲得してきたように思われる。

冒頭に提示した3つの不安定化のシナリオのうち,第1の「食糧安全保障リスク」は、一部の危機論者の認識によるところが大きく、実態としては十分にコントロールされた耕地管理が行われており、少なくとも耕地の減少に起因する食糧危機発生の可能性は極めて低いといえる。このシナリオは実のところ、中央政府の主観的リスクとしても、本音の部分ではさほど高くないものと思われる。第2の、耕作地を失った農民の不満が中央政府に向けられる「失地農民リスク」についても、分散的な農民の反乱は末端幹部の「不正」に向けられており、中央政府の支配正当性にまで挑戦してくる可能性はほとんどないといえる。失地農民問題は解決すべき社会問題ではあっても、中央政府の動揺をもたらすようなリスク要因ではない。

したがって3つのシナリオのうち、客観的リスクとして相対的に危険度 が高く、少なくとも主観的リスクとしてかなり高いと思われるのは、地方 主義リスクである。中央政府が農地収用に関して最も警戒しているのは、中央法規からの地方政府の逸脱行為や土地収益をめぐるレントシーキング行為により、中央政府のマクロ・コントロール能力が低下することにあるといってよい。とはいえ、主観的リスクの高いシナリオであるからこそ、中央はコントロールの手綱をゆるめておらず、今後においても中央政府の正当性を動揺させるだけの客観的リスクとはなりにくいだろう (17)。

さらにいえることは、農地収用問題に関する限り、省レベル地方政府は中央政府の制御の対象ではないということである。省レベル政府は、むしろ中央政府と足並みをそろえて、県から村にいたる基層部分の「ミクロ地方主義」の拡大を制御する主体となっている。こうした「ミニ地方主義」リスクは、過去の軍閥や省レベルの地方独立化傾向とは明らかに異質なもので、むしろ農村根拠地時代、土地革命を指導した共産党中央が末端の基層幹部に注いだ警戒心(田中「1996])と同型の発想に連なるものである。

[注]

- (1) 日本のケースについては、竹村 [1992] を参照。
- (2) 今日の中国政治の諸領域をアクターの相互連関からとらえる試みは、すでに佐々木編 [2005] において行われている。他方で、あまりにオープンなアクター中心の中国政治の見方に対しては、注意を喚起する声もある(国分 [2006])。中国政治は依然、基本構造としては統制的なパワー・ポリティクスであって、参加型の政治を前提とするようなアクター・ポリティクスを前提として考えることは、物事の本質をとらえ損なう危険をはらんでいるためである。こうした見解の違いは、筆者のみるところ、構造的特徴を重くみるか、変化の相に着眼するかというスタンスの違いでもある。本章が示すように、土地管理の領域においても統制的要素は依然として強く、土地利用の大部分は中央政府のコントロール下で生じているという「構造的特徴」は見逃せない。と同時に、新しい土地市場要素が、従来にはみられなかったアクターの形成と政治的動揺の契機をもたらしていることもまた紛れもない事実である。
- (3) 「開発の陰で『土地戦争』 強制立ち退き抗議急増 | (『朝日新聞』2004年1月16日)。
- (4) 計画経済時期と市場経済時期の土地制度の変遷については、田原 [2007] において 整理を行っている。
- (5) ある見積もりによれば、土地転用の利益の $20\sim30\%$ は地方政府に、 $40\sim50\%$ が 企業に、30% が村組織に配分され、農民が受け取るのは $5\sim10\%$ 程度ともいわれて いる(『農民日報』 2007 年 1 月 11 日)。また農業・国土資源関係の専門家の見積りで は、改革以降、農民から奪われた土地の価値は 2 兆元(『農民日報』 2003 年 11 月 20 日)とも、5 兆元(『農民日報』 2004 年 3 月 10 日)ともいわれる。
- (6) 2004年6月の全国人民代表大会常務委員会《土地管理法》執法検査組による河北

省の視察でも,基層幹部,農民が最も強い関心を抱いていたのは土地補償の問題であった(『農民日報』2004年6月16日)。

- (7) こうした農民抗議の特性については、Bernstein & Lü [2003] の Chapter 5 の議論 が示唆的である。
- (8) これに対し、同じ「集団」財産の管理者であっても、村民小組レベルの幹部が農民 の不満の対象として挙げられた事例はみられない。小組幹部の場合は基本的に農民側 の利害を代表しながら、上に対して不満を表明する役割を担うことが多いと思われる。
- (9) 降旗・一瀬 [1991] はこうした図式の記録であるとともに、書物の出版そのものが 「抵抗運動」の一環をなすものであったと思われる。
- (0) 特に,①最も厳格な保護の対象となる「基本農田」の場合,②基本農田以外の耕地で35ヘクタールを超える場合,③耕地以外の土地で70ヘクタールを超える場合,土地利用の変更には国務院の批准が必要となる(45条)。
- (11) 例えば、2004年の四川省を例にとると、8700万人の人口を養うために647億斤の 生産能力を確保せねばならず、全省の基本農田として541万8000ヘクタールの水準 を保持することが至上の課題とされている(『農民日報』2004年6月22日)。
- (12) 国土資源部の耕地面積の統計は、農業センサスの数字とほぼ一致しており、通時的変化をみようとする際には最も信頼に足る統計数値である(沈[2000])。
- (3) ただし, 2006 年までの耕地減少が「食糧確保の生命線」とされる 1 億 2000 万ヘクタールに迫ってきたことから, 2007 年には退耕還林は停止されたという(「耕地面積減り環境政策ストップ」「『朝日新聞』2007 年 12 月 19 日])。
- (14) 例えば、国土資源部長の徐紹史は、地方政府の土地違法行為を制御する文章の中で、「18 億ムーの耕地を保持することは、食糧の安全、社会の安定、そして長期的発展に関わる問題であることを十分に認識すべき」と述べ、地方主義抑制の文脈に食糧安全保障ロジックを持ち込んでいる(『農民日報』 2007 年 9 月 29 日)。
- (15) こうした中国農村をめぐる政治的な基本構図については、田原 [2008] に示した。
- (16) 『農民日報』 2007 年 7 月 17 日、同 2007 年 9 月 15 日、同 2007 年 9 月 28 日など。
- (17) 違法土地案件に関する限り、早くも 2007 年度には抑制措置が功を奏し、2006 年度 の同時期に比べて件数、関係土地面積ともに減少している(『農民日報』2007 年 7 月 13 日)。

〔参考文献リスト〕

<日本語文献 >

阮蔚 [2004]「中国食糧生産の転換と世界戦略」(『農業と経済』第70巻第14号 11月, 5-16ページ)。

興梠一郎 [2005] 『中国激流―13 億のゆくえ』 岩波書店。

国分良成 [2006] 「中国政治研究に不可欠な視点」(『アジ研ワールド・トレンド』 第 130号 7月.1ページ)。

佐々木智弘編 [2005] 『現代中国の政治変容―構造的変化とアクターの多様化』アジア 経済研究所。

白石和良[2005]『農業・農村から見る現代中国事情』家の光協会。

沈金虎 [2000] 「中国における耕地減少と土地政策の新展開」(『京都大学生物資源経済

研究』第6号 12月.43-63ページ)。

竹村忠明「1992]『土地収用法と補償』清文社。

田中恭子「1996]『土地と権力―中国の農村革命』名古屋大学出版社。

田原史起 [2007] 「土地管理をめぐる政治的リスク」(佐々木智弘編『中国の政治的安定性の課題(研究会中間成果報告)』アジア経済研究所,43-70ページ)。

----- [2008] 「中国農村政治の構図―村民自治·農民上訪·税費改革をどうみるか」(天 児慧・浅野亮編『シリーズ世界政治 中国・台湾』ミネルヴァ書房)。

降旗節雄・一瀬敬一郎編 [1991] 『裁かれる成田空港』社会評論社。

レスター・ブラウン「1995」『だれが中国を養うのか?』 ダイヤモンド社。

< 英語文献 >

- Bernstein, Thomas P. & Lü, Xiaobo [2003] Taxation without Representation in Contemporary Rural China, Cambridge: Cambridge University Press.
- Cai, Yongshun [2003] "Collective Ownership or Cadre's Ownership?: The Non Agricultural Use of Farmland," *The China Quarterly*, No.175, pp.662-680.
- Pye, Lucian W. [1985] Asian Power and Politics; The Cultural Dimensions of Authority, Cambridge, Massachusetts and London, England: Harvard University Press (園田茂人訳『エイジアン・パワー』上下巻 大修館書店 1995 年).
- Vogel, Ezra, [1969] Canton under Communism; Program and Politics in a Provincial Capital, 1949-1968, Cambridge: Harvard University Press.

< 中国語文献 >

盛華仁 [2004] 「全国人大常委会執法検査組関于検査《中華人民共和国土地管理法》実施情况的報告 ("三農"問題報告之一) — 2004年6月24日在第十届全国人民代表大会常務委員会第十次会議上」(『全国人民代表大会常務委員会公報』第5期,384-391ページ)。

< 中国語年鑑類 >

中国国土資源年鑑編輯部編 [2001-2007] 『中国国土資源年鑑』 2000 年~ 2006 年各年版, 北京、中華人民共和国国土資源部。

中国農業年鑑編輯委員会編[2007]『中国農業年鑑』2006年版,北京,中国農業出版社。